

緊急事態宣言発出に伴う特別措置について

臨時休校に伴う特別措置として、下記の対応を行いますのでご理解とご協力をお願いいたします。

記

<婦人・マスターズ>

- ・ 4月25日～28日までの出席不足分は **特別振替** として、授業再開後6ヶ月間（6月～12月）有効とさせていただきます。

<ジュニア>

- ・ 4月25日から28日のお休み分は**特別振替**として授業再開後6ヶ月以内に振替をお取りください。（6月～12月）
全て練習日としてお取りください。テスト週への振替はお受けできません。
*休校されている場合は振替のお申込みはできません。
*休校する月へ、または退会後への振替はお受けできません。
- ・ 振替の申し込みは、特別振替分として、必ず振替希望日の前日までにお申し出ください。
再変更の場合も前日までであれば可能です。当日以降の変更はお受けできません。

<ジュニア・婦人・マスターズ・ベビー>

- ・ 5月の出席が一度も無い方の、**休校料は無料です**。
連絡は不要です。
（一度でも出席された場合は対象外となります。）

<フリークラス、マスターズ（月12回～コース）、婦人（月12～コース）、ベビー>

- ・ 4月度会費については事務所にてご確認ください。

<授業料・会費>

- ・ 5月度授業料、5月13日（木）の口座振替はありません。営業再開日未定の為。

会員の皆様には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

その他、ご不明な点、及びご相談があれば事務所までお尋ねください。

臨時休校期間中のお問い合わせ先

TEL 06-6696-2311 受付時間：月～金 11:00～15:00

定休日（4/29・30・5/3・4・5）・土・日の電話対応はございません。